

優良住宅部品認定基準における『第三者性を有する試験』について

ベターリビングでは、優良住宅部品の認定に際して認定基準で要求する性能に関する試験結果の提示を求めています。試験の実施形態には自社（申請者）で実施する『自社試験』と、第三者機関等に試験を依頼して行う『第三者性を有する試験』の大きく2種類があります。

優良住宅部品認定基準では、認定部品の当該性能に支障があった場合に、使用者の生命に係る又は重篤な怪我をするなど、特に使用者の安全にかかわる要求項目について、第三試験機関等による『第三者性を有する試験』の実施を求めています。さらに、結果が記載された試験成績書等の有効期限についても確認することとしています。

(1) 『第三者性を有する試験』とは？

出張・立会試験も含めた試験で、下記のような試験です。

- a) 第三者試験機関等による試験
- b) 第三者試験機関等による審査に基づく試験

(2) 『第三者試験機関等』とは？

住宅部品の試験等を実施する機関、または住宅部品の試験等の結果の審査を行う機関で、下記のような機関です。

- a) 工業標準化法に基づく試験所登録制度（JNLA）による登録試験機関
- b) JIS Q 17025（ISO/IEC17025）に基づき認定された試験機関
- c) JIS Q 0065（ISO/IEC GUIDE65）に基づく製品認証機関
- d) JIS Q 17065（ISO/IEC17065）に基づく認証機関
- e) 工業標準化法に基づく登録認証機関制度（JASC）による登録認証機関

※上記 a)～ e) で、登録又は認定された試験の範囲（規格）や認証できる製品の種類は問いません。

なお、当財団のつくば建築試験研究センターで実施した試験は、「第三者試験機関等」となります。

(3) 『出張・立会試験』とは？

第三者性を有する機関等が出張または、立会う試験で、下記のような試験です。

- a) 自社試験場で第三者性を有する機関等の試験員が実施する試験（出張試験）
- b) 自社試験場で第三者性を有する機関等の試験員・審査員の立会の下、自社試験員が実施する試験（立会試験）

(4) 試験成績書等の有効期限

- a) 試験成績書等に有効期限がある場合

有効期限は、試験成績書等の記載の通りで、期限内に申請された成績書を有効と

します。たとえば、2017年6月1日に申請をする場合、有効期限が2017年5月31日以前の試験成績書等は無効です。

b) 試験成績書等に有効期限がない場合

原則として申請日より1年間以内に発行されている試験成績書等が有効となります。この時、申請年度の前年度内に発行された試験成績書等も有効とします。たとえば2017年6月1日に申請をした場合、2016年4月1日以降に発行された試験成績書等が有効となります。(図1参照)ただし、新規認定及び更新認定後の変更申請において第三者性を有する試験を行った機種に関しては、この限りではありません。(図2参照)

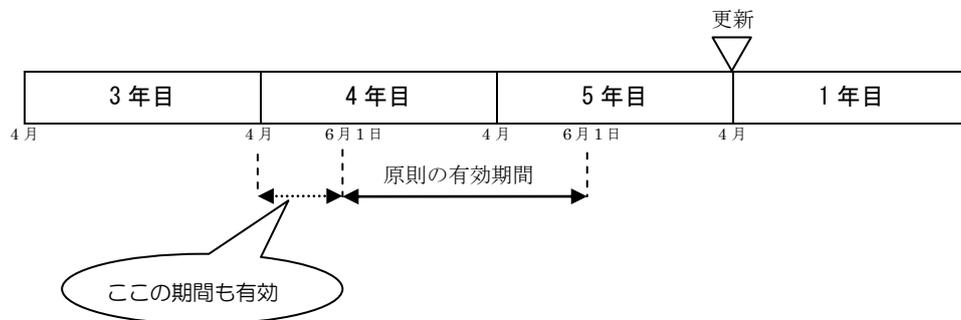


図1 試験成績書等の有効期限について

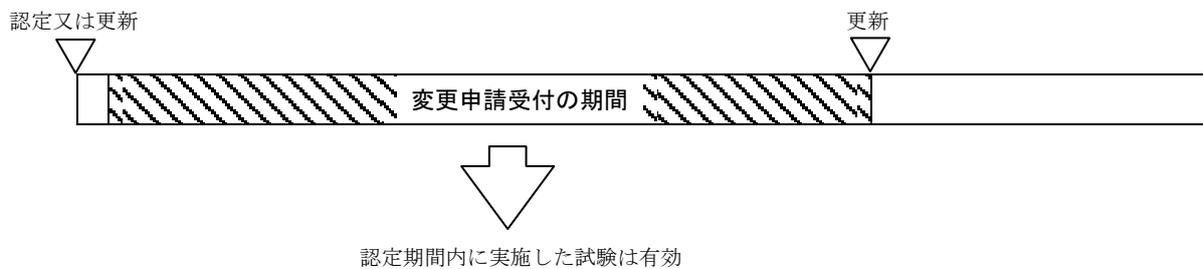


図2 認定期間中に変更申請を実施した際の試験の取り扱いについて